平成２３年（フ）第１４７５号
神戸市須磨区神の谷４丁目１番202―106号
債務者　西澤　節夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県三田市けやき台５丁目25番地１―801号
債務者　遠矢　昭子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
長崎県佐世保市相浦町77番地　第一ひまわりコーポ101、旧住所長崎県北松浦郡佐々町沖田免１番地５　雇用促進住宅２棟203号室
債務者　船津　忠利
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
青森県上北郡東北町旭南３丁目341番地４
債務者　佐藤あかね
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目６番１号　ボナールピア102
債務者　中原　武士
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市大滝町１丁目23番地　ラ・コスタ壱番館804
債務者　根岸えり子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４３号
神奈川県三浦市初声町和田1699番地７
債務者　林　　清春
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６３号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番33―501号
債務者　佐々木広美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１２５号
熊本市東区長嶺南７丁目10番10―407号
債務者　永畑さおり
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１５２号
熊本市西区出町２番23―507号
債務者　白男川香里
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１５６号
熊本市西区池田１丁目22番６号
債務者　桑田　志人
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１５８号
熊本市東区若葉４丁目20番９号
債務者　川上　直哉
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１５９号
熊本県合志市野々島5485番地４
債務者　冬野　定之
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６２号
熊本市西区池田１丁目22番６号
債務者　桑田エリカ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３６４号
東京都小平市花小金井６丁目20番３号花小金井ハイツＳＳＳ
債務者　田島　孝夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
静岡県磐田市中泉1283番地20
債務者　髙**楠**　広美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
静岡県浜松市東区植松町1470番地の８　グレイス第１マンション105号室、前住所静岡県浜松市南区本郷町1309番地の13
債務者　青木　建志
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係